

《社会学部全学科共通》 2025年度卒業論文提出について

卒業論文の提出期間と提出場所

提出期間		提出場所
2025年12月11日(木)	9:00 ~ 17:00	池袋キャンパス 教務事務センター 試験窓口
2025年12月12日(金)	9:00 ~ 17:00	
2025年12月13日(土)	9:00 ~ 12:30	
2025年12月15日(月)	10:00 ~ 15:00 締切	5号館1階 会議室

* 上記の提出期間を過ぎた場合、理由の如何を問わず、受理しない。

* 学校感染症のため出校停止となった場合、不測の事態が発生した場合の卒業論文の提出については本資料もしくは履修要項 VI試験・成績を確認のうえで提出すること。指示通りに製本されていない場合は受理されないので注意すること。

<注意事項>

① 提出資格

当年度秋学期「卒業論文演習2」「卒業論文」の履修登録を完了している者

② 論文提出部数

2部

* 提出部数に不足がある場合は受理されないので注意すること。

③ 提出届

提出にあたっては池袋キャンパス教務事務センターで交付する「卒業論文提出届」1部を添えること。

* 「提出届」は、提出締切日の1ヶ月前から池袋キャンパス教務事務センターで配付する。

* 「提出届」の題目は、本文の通り正しく丁寧に記入すること

④ 提出回数

一度のみ。複数回の提出は不可。

⑤ 製本

簡易製本のうえ提出すること。

* 簡易製本とは、印刷した用紙を束ねて表紙・カバーでくるみ製本機で製本すること

* 下記の形態については製本とみなされず受理されないので注意すること。

- ・フラットファイルで綴じたもの
 - ・ばらばらのもの
 - ・ばらばらのまま袋に入れたもの
 - ・クリップ、輪ゴム、ホチキス、ひも等で留めたもの
 - ・はさみこむだけのバインダーを使用したもの
- など



× フラットファイル

⑥ 文字数 ・サイズ

日本語 本文 32,000字以上

A4判を原則とし、判型は指導教員の指示に従うこと。

マージンを十分にとり、読みやすい行間をとること。

⑦ 表紙

- ① 「2025年度卒業論文」、論文題目、指導教員、履修している「卒業論文演習2」の開講学科、学部、所属学科、学生番号、氏名を明記（表紙見本参照）する。
- ② 1枚目が透明シートになっている表紙を製本に用いる場合は、第1ページ（扉にあたる）に書いたものがそのまま表紙になる。そうでない場合は表紙に貼り付ける。

例. 社会学科の学生が社会学科開講の
「卒業論文演習2」を履修している場合

表紙見本

2025年度卒業論文 現代社会の構造と変動 ——マクロデータによる検証—— 指導教員●●●● (社会学科) 社会学部 社会学科 学生番号 22DA001A 立教 望

例. 社会学科の学生がメディア社会学科開講の
「卒業論文演習2」を履修している場合

2025年度卒業論文 架空のコミュニケーション ——多元的現実としてのCMC—— 指導教員●●●● (メディア社会学科) 社会学部 社会学科 学生番号 22DA002B 立教 花子

※指導教員名は、「卒業論文演習2」の担当者を記載すること

⑧ その他

提出物の細部について不明な点がある場合は、指導教員に確認し、その指示に従うこと。

* 印刷には予想外の時間がかかる。また、突発的なプリンターの不調も起こりうるので、それらに対処できるように、十分な時間的余裕を持って作業すること。

レポート・論文等の提出に際しての注意

レポート・論文等は、指定された提出期限後は受理しないので時間厳守のこと。交通機関等の遅延も予測されるので、提出にあたっては十分余裕をもって臨み、本人が提出できない場合は、信頼できる代理人に依頼する等の措置を講ずること。ただし、締切日当日、不測の事態により、本人または代理人が提出期限までに論文等の提出に来られない場合は、当日の締め切り時刻以前にその対応について所属キャンパスの教務窓口にお問い合わせ、指示を受けること。不測の事態とは、事件・事故や交通機関等の大幅な遅延などの場合を言う。

*プリンター等、機器の故障は不測の事態に含まれないので注意すること。

学校感染症のため出校停止となった学生のレポート・卒業論文・修士論文の提出について

上記に該当した場合は、以下の指示に従うこと。

- 1 上記の提出物の提出期間において本人が出校停止中である場合は、代理人を立て、当該の期間内に提出することを原則とする。代理人による不備は、依頼した本人の責任となる。
- 2 1. において代理人を立てることができない場合は、締め切り時刻以前に所属キャンパスの教務窓口連絡し、指示を受けること。

〈以下のすべてに該当する場合、後日の提出を認めることがある〉

- ① 上記2. に該当する学生であること。
- ② 医療機関が記載し証明した大学所定の書式である「学校感染症登校可能許可書」、または医療機関の発行する出校停止期間と登校可能日が記載された「診断書」の提出によって、締切日当日に学校感染症に罹患して出校提出中であった事実が証明できること。
- ③ 「出校可能となった日またはその翌日（窓口対応可能日）」に提出すること。